

## お問い合わせ先一覧

市町村名	担当課名称	電話番号
前橋市役所	国民健康保険課	(027) 898-6253
高崎市役所	保険年金課	(027) 321-1237
桐生市役所	医療保険課	(0277) 46-1111
伊勢崎市役所	年金医療課	(0270) 27-2739
太田市役所	医療年金課	(0276) 47-1111
沼田市役所	国保年金課	(0278) 23-2111
館林市役所	保険年金課	(0276) 47-5140
渋川市役所	保険年金課	(0279) 22-2111
藤岡市役所	保険年金課	(0274) 40-2259
富岡市役所	国保年金課	(0274) 62-1511
安中市役所	国保年金課	(027) 382-1111
みどり市役所	市民課	(0277) 76-0972
榛東村役場	健康保険課	(0279) 54-2211
吉岡町役場	住民課	(0279) 54-3111
上野村役場	保健福祉課	(0274) 59-2309
神流町役場	住民生活課	(0274) 57-2111
下仁田町役場	福祉課	(0274) 64-8801
南牧村役場	保健福祉課	(0274) 87-2011
甘楽町役場	健康課	(0274) 67-7655
中之条町役場	住民福祉課	(0279) 75-2111
長野原町役場	町民生活課	(0279) 82-2246
嬭恋村役場	住民課	(0279) 96-0515
草津町役場	住民課	(0279) 88-7192
高山村役場	住民課	(0279) 63-2111
東吾妻町役場	町民課	(0279) 68-2111
片品村役場	保健福祉課	(0278) 58-2115
川場村役場	健康福祉課	(0278) 52-2111
昭和村役場	保健福祉課	(0278) 24-5111
みなかみ町役場	町民福祉課	(0278) 25-5010
玉村町役場	住民課	(0270) 64-7702
板倉町役場	健康介護課	(0276) 82-6136
明和町役場	住民保険課	(0276) 84-3111
千代田町役場	住民福祉課	(0276) 86-2111
大泉町役場	国民健康保険課	(0276) 63-3111
邑楽町役場	住民課	(0276) 88-5511

令和3年6月1日現在

# 後期高齢者 医療制度の てびき

令和  
3年度



## お問い合わせ

申請や届け出・保険料のご相談は  
市町村後期高齢者医療担当へ！

又は、群馬県後期高齢者医療広域連合  
群馬県前橋市大渡町一丁目10番地7  
群馬県公社総合ビル6階

代表電話番号 (027) 256-7171

FAX (027) 255-1312

ホームページ <https://www.gunma-kouiki.jp/>

e-mail [info@gunma-kouiki.jp](mailto:info@gunma-kouiki.jp)

UD FONT by MORISAWA 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

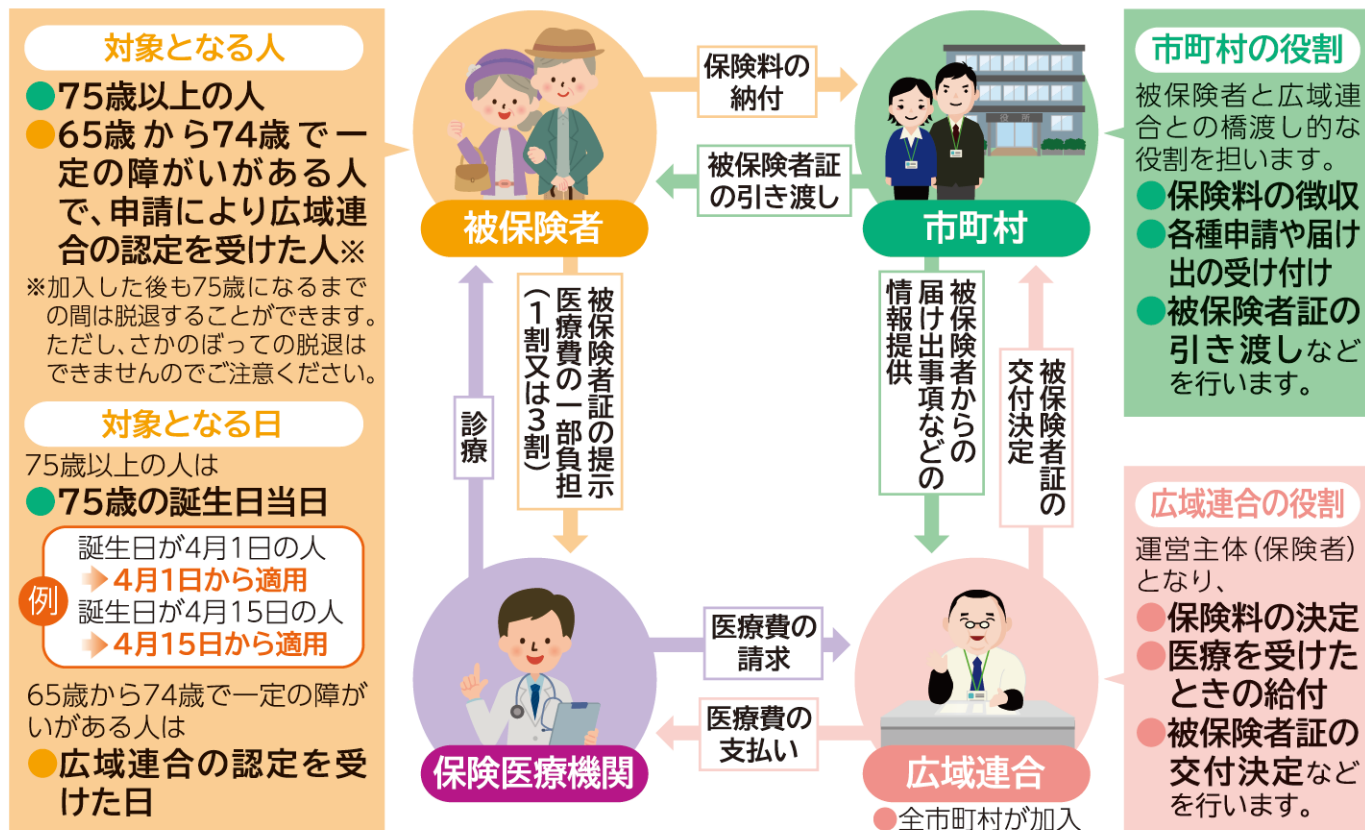
リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



群馬県後期高齢者医療広域連合

# 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合(広域連合)と市町村が協力して運営しています。



## 被保険者証は一人に1枚交付しています

広域連合は、毎年8月1日を基準日として自己負担割合を記載した被保険者証を一人に1枚交付しています。

また、世帯構成の変更などにより自己負担割合が変更になる場合には、年の途中にも被保険者証を新たに交付します。

対象となる人は、それまで医療を受けていた国民健康保険などから後期高齢者医療制度に移ることになります。

なお、社会保険から後期高齢者医療制度に加入した人に扶養されていた人は、新たに国民健康保険などの医療制度への加入手続きが必要となります。すでに国民健康保険に加入している人は必要ありません。

## 保険医療機関で受診の際は、被保険者証を忘れずに提示してください。

- 被保険者証が届いたら記載内容の確認をして、間違いがあればお住まいの市町村担当窓口へ届け出ましょう。勝手に書きかえたりすると無効になります。

- 他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。

- コピーした被保険者証は使えません。

- 保険料を滞納した場合、通常より有効期限の短い短期被保険者証が交付されることがあります。

# 自己負担割合

所得に応じて、お医者さんにかかったときの一部負担金(自己負担)の割合などが変わります。

3割

## 現役並み所得者Ⅲ

同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人

## 現役並み所得者Ⅱ

同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人※1

## 現役並み所得者Ⅰ

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人※1

1割

## 一般

現役並み所得者以外の住民税課税世帯の人※2

## 低所得者Ⅱ

住民税非課税世帯の人(低所得者Ⅰ以外の人)

## 低所得者Ⅰ

住民税非課税世帯で、その世帯全員の個々の所得がない人(年金収入は、控除額80万円として計算。また、給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額から10万円を控除して計算)。

◆住民税課税所得とは、所得金額の合計額から各種所得控除額(扶養控除・社会保険料控除など)を控除した金額をいいます。ただし、課税年度の前年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下(給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した額)の19歳未満の世帯員がいる場合には、下の①と②の合計額を住民税課税所得から控除した額で負担割合を判定します。

①16歳未満 ……………1人につき33万円

②16歳以上19歳未満 ……1人につき12万円

※1 次のいずれかに該当する人は、申請により「一般」の区分と同様1割負担となります。

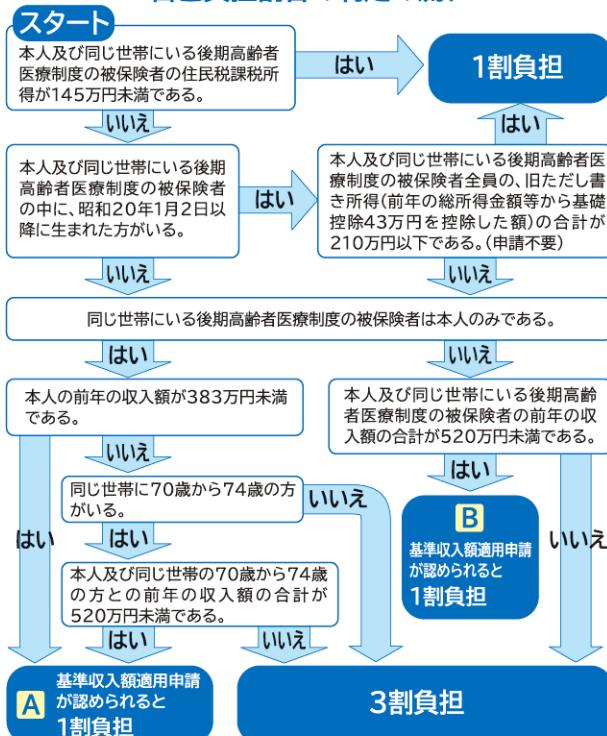
(1)被保険者が世帯に1人で、収入額が383万円未満の人。

(2)被保険者が世帯に2人以上で、収入額の合計が520万円未満の人。

(3)被保険者が世帯に1人(収入額383万円以上)で、ほかに70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人との収入額の合計が520万円未満の人。

※2 住民税課税所得が145万円以上でも、世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がおり、かつ、被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以下の人は「一般」の区分となります(申請不要)。

## 自己負担割合の判定の流れ



A Bに該当する人は、お住まいの市町村担当窓口で手続きをしてください。

## ご注意ください!

住民税の所得更正等により、自己負担割合が1割から3割に遡って変更になる場合があります。医療機関で1割の自己負担分を支払った場合には、差額2割分の医療費を請求させていただきます。

## お医者さんにかかるとき

被保険者証を保険医療機関に提示すれば、所得に応じた自己負担割合(P3)で診療を受けることができます。

また、令和3年10月までに、マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになります(予定)。利用開始時期は保険医療機関により異なります。被保険者証として利用するためにはマイナポータルで事前登録が必要です。

詳細はマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお問い合わせください。



# 後期高齢者医療制度で受けられる給付

## 医療費が高額になったとき

1か月(同じ月内)に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えたときは、限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

一保険医療機関での支払いは、外来も入院もそれぞれの限度額までです。

◆高額療養費に該当する場合には、広域連合からお知らせが郵送されます。

## 高額療養費の計算のしかた

### 1 個人ごとに外来の自己負担額を計算

複数の保険医療機関を受診し、外来(個人)の限度額を超えたとき、その超えた額が支給されます。  
※一つの保険医療機関では、限度額を超えた負担はありません。

### 2 世帯の外来・入院の自己負担額を合算

同一世帯に後期高齢者医療制度で医療を受ける人が複数いる場合は合計し、外来+入院(世帯)の限度額を超えたとき、その超えた額が支給されます。

※病院及び診療所、診療科の区別なく合計します。  
※入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは、合計の対象にはなりませんのでご注意ください。

## 高額の治療を長期間続けるとき

高額の治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を保険医療機関などに提示すれば、毎月の自己負担額は1万円までとなります。

### 厚生労働大臣が指定する特定疾病

- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

## いったん全額自己負担したとき

次のような場合で、広域連合へ申請して認められたときは、自己負担分を除いた額が療養費として支給されます。

- やむを得ない理由で、被保険者証を持たずに治療を受けたとき
- 医師の指示で、はり・きゅう・あん摩・マッサージなどの施術を受けたとき
- 医師が治療上必要と認めたコルセット等の補装具を装着したとき
- 海外渡航中に治療を受け、日本に戻ってきたとき(治療目的での渡航の場合を除く)

## 自己負担限度額(月額)

所得区分(P3参照)	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 【多数回 140,100円※1】	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 【多数回 93,000円※1】	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円※1】	
一般	18,000円 (年間上限 144,000円※2)	57,600円 多数回 【44,400円※1】
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去12か月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。

※2 8月1日から翌年7月31日までの1年間の外来(個人)の自己負担額の年間上限額になります。

## 75歳到達により加入された月の特例について

月の途中(1日を除く日)に75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療制度に加入された人は、その月に限り「加入日前の医療保険」と「加入する後期高齢者医療制度」のそれぞれの自己負担限度額が、2分の1になります。

## 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計し、下記の限度額を超えたとき、その超えた分が支給されます。

●該当すると、広域連合からお知らせが郵送されます。

### 合算する場合の限度額(年額/8月~翌年7月)

所得区分(P3参照)	限度額
現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
現役並み所得者Ⅰ	670,000円
一般	560,000円
低所得者Ⅱ	310,000円
低所得者Ⅰ	190,000円※

※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合、限度額の適用方法が異なります。

# 後期高齢者医療制度で受けられる給付

## 入院したときの食事代

入院したときの食事代は、1食当たり、下記表①の「現役並み所得者、一般」の金額が標準負担額となります。

ただし、「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」の人はお住まいの市町村担当窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、保険医療機関に提示すると、下記表①の「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」の標準負担額となります。



## 入院時食事代の標準負担額(表①)

所得区分(P3参照)		標準負担額 (1食当たり)
現役並み所得者、一般		460円 <small>一部260円の場合あり</small>
低所得者Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	210円
	過去12か月の入院日数が91日以上	160円*
低所得者Ⅰ		100円

\*「低所得Ⅱ」の認定を受けていた期間の入院日数が、過去12か月で91日以上の場合、入院日数が確認できる領収書等をご用意のうえ、お住まいの市町村担当窓口へ「長期入院該当」の申請をしてください。

なお、長期入院該当日は申請日の翌月1日となり、申請日から月末までは差額支給の対象となります。

## 療養病床に入院する場合 食費・居住費の標準負担額

所得区分(P3参照)	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者、一般	460円 <small>一部の保険医療機関では420円</small>	370円 <small>指定難病患者は0円</small>
低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	0円
高齢福祉年金受給者	100円	

入院医療の必要性が高い人の1食当たりの食費は表①と同じ標準負担額となります。

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付を受けられる方

### 【自己負担割合が1割の方】

世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。保険医療機関等へ提示すると、窓口で医療費の支払いが自己負担限度額(P6)までになるとともに、入院時の食事代が減額されます。市町村窓口申請してください。

### 【自己負担割合が3割の方】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。保険医療機関等へ提示すると、窓口で医療費の支払いが自己負担限度額(P6)までに抑えられます。市町村窓口申請してください。

## 移送に費用がかかったとき

緊急性があつた次のような場合で、広域連合へ申請して認められたときは、最も経済的な経路・方法で算定した額の範囲内での実費が移送費として支給されます。また、通院は緊急性がないため認められません。



- 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に移送されたとき
- 移動困難な患者であつて、患者の症状から当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したとき

## 被保険者が亡くなったとき

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った人に対して5万円の葬祭費が支給されます。



## 交通事故などにあつたとき

交通事故などにあつて、けがなどをした場合も、届け出により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。お住まいの市町村担当窓口で必要な手続きをしてください。



## 医療費通知

医療機関等を受診した被保険者の皆様に年2回医療費通知を発行しています。

発送月	診療月
令和3年8月(中旬)	令和2年12月～令和3年5月
令和4年2月(中旬)	令和3年6月～11月

この通知は医療費控除の申告に使用することができます。(申告に関することは、税務署へお問い合わせください。)

## 柔道整復、はり・きゅう、 あんま・マッサージの正しいかかり方

- ・柔道整復の施術で保険の適用を受けるためには、一定の条件を満たすことが必要です。
- ・はり・きゅう、あんま・マッサージの施術で保険の適用を受けるには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

### 【医療保険が使える場合】

柔道整復 (接骨院など)	・捻挫、打撲などの外傷性の負傷 ・骨折、脱臼(緊急の場合を除き医師の同意が必要)
はり・きゅう	・神経痛、リウマチなどの慢性的な疼痛を主症とするもので、医師による適当な治療手段がないもの(医師の同意書が必要)
あんま・ マッサージ	・筋麻痺、関節拘縮など医療上マッサージを必要とするもの(医師の同意書が必要)

※単に疲労回復を目的とする施術は保険適用となりません。

被保険者のみなさまが納める保険料は、後期高齢者医療制度を支える大切な財源です。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人に保険料を納めていただきます。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額\*」の合計となり、個人単位で計算されます。

保険料の納め方は、年金から引かれる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納める「普通徴収」のいずれかで、市町村から通知されます。

保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は、2年ごとに見直され、群馬県内で均一です。

令和  
2・3年度

均等割額 **43,600円**  
所得割率 **8.60%**  
年間上限額 **64万円**

令和2・3年度の保険料率(均等割額と所得割率)は、平成30・令和元年度と同じに据え置かれています。



※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除) × 所得割率  
・基礎控除は合計所得金額2,400万円以下の場合には43万円です。

災害等で重大な被害を受けたときや、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な人については保険料が減免される場合があります。



## 保険料の軽減

### 1 [均等割額の軽減]

同一世帯の被保険者と世帯主の軽減判定所得の合計額が、下表に該当する場合は、同一世帯の被保険者は全員、軽減後の均等割額となります。

世帯主及び世帯の被保険者 全員の軽減判定所得の合計額	軽減 割合	軽減後 均等割額
「 $43万円 + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)$ 」以下	7割	13,080円
「 $43万円 + 28万5千円 \times (\text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)$ 」以下	5割	21,800円
「 $43万円 + 52万円 \times (\text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)$ 」以下	2割	34,880円

- ※「~~~~」の部分には年金・給与所得者の数が2人以上の場合のみ計算して加えます。年金・給与所得者の数は次のいずれかの条件を満たす人の数です。
- ・給与収入が55万円を超える人(事業専従者給与分を除く)
  - ・65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
  - ・65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人
- ◆65歳以上の人の公的年金所得は、「年金収入－公的年金等控除額－高齢者特別控除額(15万円)」を軽減判定の所得とします。
- ◆65歳以上の人の公的年金等控除額は、年金収入330万円未満の場合、110万円です。(年金以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)
- ◆均等割額の軽減割合は、賦課期日(毎年4月1日。年度途中で資格を取得した人は資格取得日)時点の世帯状況で判定されます。

※均等割額軽減割合の見直し

7割軽減について、特例措置として令和2年度は7.75割軽減が実施されていましたが、段階的な見直しが行われており、7.75割軽減となっていた人は、令和3年度から本来の7割軽減となります。

### 2 [被扶養者だった人の軽減]

被保険者の資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者だった人の保険料は、**資格取得後2年間均等割額が5割軽減**され、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険・国保組合に加入していた人は、対象外です。  
※均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合の大きい方が適用されます。

### 均等割額の軽減判定基準が変更になりました

令和3年度からの税制改正に伴って、これまでの軽減判定基準では均等割額の軽減に該当しにくくなる人がいるため、税制改正に伴う影響が出ないように、軽減判定基準の変更を行いました。

変更内容は次のとおりです。

(変更内容)

- ・基礎控除相当額を33万円から43万円に増額しました。
- ・世帯の被保険者または世帯主に、一定以上の給与収入または公的年金等収入がある人が2人以上いる場合には、2人目以降から1人につき10万円を加算した基準額で判定する計算を追加しました(P.11の「~~~~」部分)。0人または1人の場合は税制改正に伴う影響がないため加算も減算も行いません。

なお、ここでいう一定以上の給与収入がある人とは給与収入が55万円を超える人をいいます(事業専従者給与分を除く)。一定以上の公的年金等収入がある人とは、65歳以上の人は125万円(65歳未満の人は60万円)を超える人をいいます。

## 保健事業を活用し、 健康寿命を延ばしましょう

\* 健康寿命：日常生活に制限のない期間

- 後期高齢者健康診査
- 人間ドック検診
- 後期高齢者歯科健康診査(76歳)
- 訪問歯科健康診査(一部地域)
- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施(一部地域)
- \* 低栄養防止・重症化予防の取組
- \* 重複頻回受診者等への取組
- \* 健康状態不明者への取組
- \* 通いの場におけるフレイル予防 等

※国民健康保険から加入された方へ

国民健康保険加入中の特定健康診査受診結果について、後期高齢者医療保険への受診結果のデータ移行を希望しない場合は申請が必要です。保健事業課(027-256-7113)へ連絡してください。

## フレイル(虚弱)予防!

フレイル予防には栄養・運動習慣・社会参加が大切です。健康で充実した生活を送るために、定期的にチェックしましょう。

後期高齢者の質問票 (あなたの心身の状態を確認してみましょう)

1	あなたの現在の健康状態はいかがですか
2	毎日の生活に満足していますか
3	1日3食きちんと食べていますか
4	半年前に比べて固いもの(さきいか、たくあんなど)が食べにくくなりましたか
5	お茶や汁等でむせることがありますか
6	6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか
7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか
8	この1年間に転んだことがありますか
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか
11	今日が何月何日かわからない時がありますか
12	あなたはたばこを吸いますか
13	週に1回以上は外出していますか
14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか

## ジェネリック医薬品を活用しましょう

最初につくられた薬(先発医薬品・新薬)の特許が切れた後に、同様の有効成分で製造販売される薬です。

- ジェネリック医薬品を活用することで、自己負担額を減らすことができ、医療費の節約につながります。
- ジェネリック医薬品希望カードを提示するなどして医師や薬剤師と相談のうえ、特徴や価格、注意点などの説明をよく聞きましょう。

※ジェネリック医薬品への変更を希望しても、対応するジェネリック医薬品が製造販売されていない場合もあります。

## 臓器提供の意思表示について

被保険者証の裏面を利用して臓器提供意思表示の有無を記載することができます。

なお、**意思表示欄への記入は義務ではありません。**意思表示をするかどうかは、ご本人の判断によるものであり、必ずしも記入する必要はありません。※意思表示した内容について、見られたくない場合には、市町村窓口にございます「個人情報保護シール」をご利用ください。

## こんなときは市町村に必ず届け出てください

こんなとき	届け出に必要なもの
65歳から74歳で一定の障がいがある人が加入しようとするとき	被保険者証、年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書などの書類
県外に転出するとき	被保険者証
県外から転入してきたとき	負担区分証明書、認定証明書(該当する人のみ必要)
同じ県内で住所が変わったとき	被保険者証、負担区分証明書
生活保護を受け始めたとき	被保険者証
死亡したとき	死亡した人の被保険者証、口座が確認できるもの
被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったりしたとき	身分を証明するもの、使えなくなった被保険者証

- マイナンバーカードなど、マイナンバー(個人番号)のわかる書類と本人確認書類もお持ちください。